米空軍兵のひき逃げ事件に対する意見書

平成29年5月29日午前1時15分頃、米軍嘉手納基地所属の米空軍兵2等軍曹が、読谷村大湾の国道58号大湾交差点にて信号待ち中の乗用車に追突する事故を起こし運転手の女性に怪我を負わせたが、救護をせずに現場から逃走する事件が発生した。

その事件から1時間後に米空軍トリイステーションの憲兵隊から嘉手納警察署に事故発生の一報があり、嘉手納警察署は読谷村内の自宅で同空軍兵を発見し事情聴取の上、現場を確認し同日午前5時30分に緊急逮捕した。逮捕直前に空軍兵の呼気から基準値の約4倍のアルコールが検出されており、酒気帯び運転の道路交通法違反の可能性も払拭できない。事故を起こしておきながら救護をせずに現場から逃走し、さらに飲酒運転だったとすれば極めて悪質な事件である。

また、事件発生は午前1時という時間帯であり、兵士の飲酒や夜間外出を規制する「リバティー制度」が遵守、徹底されているのか甚だ疑問を抱かざるを得ない。

嘉手納町議会は、米軍人・軍属による事件事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが事件が繰り返される現状に強い怒りを覚える。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 全在沖米軍人に対しリバティー制度の遵守を徹底させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月7日沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長 沖縄県知事

米空軍兵のひき逃げ事件に対する抗議決議

平成29年5月29日午前1時15分頃、米軍嘉手納基地所属の米空軍兵2等軍曹が、読谷村大湾の国道58号大湾交差点にて信号待ち中の乗用車に追突する事故を起こし運転手の女性に怪我を負わせたが、救護をせずに現場から逃走する事件が発生した。

その事件から1時間後に米空軍トリイステーションの憲兵隊から嘉手納警察署に事故発生の一報があり、嘉手納警察署は読谷村内の自宅で同空軍兵を発見し事情聴取の上、現場を確認し同日午前5時30分に緊急逮捕した。逮捕直前に空軍兵の呼気から基準値の約4倍のアルコールが検出されており、酒気帯び運転の道路交通法違反の可能性も払拭できない。事故を起こしておきながら救護をせずに現場から逃走し、さらに飲酒運転だったとすれば極めて悪質な事件である。

また、事件発生は午前1時という時間帯であり、兵士の飲酒や夜間外出を規制する「リバティー制度」が遵守、徹底されているのか甚だ疑問を抱かざるを得ない。

嘉手納町議会は、米軍人・軍属による事件事故が発生するたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが事件が繰り返される現状に強い怒りを覚える。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項の速やかな実現を強く要求する。

記

- 1 被害者への謝罪並びに完全な補償を行うこと。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 全在沖米軍人に対しリバティー制度の遵守を徹底させること。

以上、決議する。

平成29年6月7日沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 沖縄県議会議長